

生協産直マネジメントシステム

運用マニュアル

2025 年版

生協組合員と生産者・流通事業者の、
よりよい信頼関係を構築するために。

日本生活協同組合連合会
全国産直研究会

目 次

I. 生協産直マネジメントシステムとは	3
1. 概要	3
2. 開発の経緯	4
3. 生協産直マネジメントシステムの意義	5
4. 運用の主体者	6
5. 取り組みにあたっての基本的な考え方	6
II. 生協産直マネジメントシステムの構成	7
1. 全体構成	7
2. 生協産直マネジメントシステムを構成する文書	8
3. 規範の適用範囲	9
III. 規範の運用方法	10
1. 基本的な運用	10
2. 運用上の注意事項	11
IV. 二者点検の実施方法	13
1. 点検者の条件	13
2. 二者点検の準備	13
3. 二者点検の流れ	14
4. 点検作業上の注意	15
5. 他の GAP 等に取り組む団体・生産者の点検方法	16
6. 実地点検が出来ない場合のリモート点検について	17
V. 点検結果の評価と対応	18
1. 点検結果の活用	18
2. 改善計画実施後の点検	19
VI. 合同点検の実施方法	20
1. 合同点検とは	20
2. 合同点検の対象と役割分担	20
3. 合同点検の手順（幹事生協）	21
4. 合同点検の全体計画と管理	21
VII. 適正産直規範の運用方法	22
1. 基本的な運用	22
2. 点検計画	22
3. 自己点検	23
4. 内部点検・外部点検	23
5. 改善計画の作成	24
6. 経営層への報告と組織方針への反映	24
7. 情報公開とコミュニケーション	24
VIII. 本システムの管理と見直し	25
IX. 付録（用語解説、「改善要請書・改善計画書」フォーマット、「守秘義務誓約書」例）	27
X. 改定記録	31

I. 生協産直マネジメントシステムとは

1. 概要

(1) 取り組み

「生協産直マネジメントシステム」は、産直品を「たしかな商品」として組合員に届けるとともに、生協産直の取り組みをサポートする全国の生協の共通のツールです。

生産・出荷段階における「生協版適正農業規範」・「適正水産規範」、加工・流通段階の「適正流通規範」、生協による販売・供給段階の「適正産直規範」によって、安全性とトレーサビリティを確保し、労働安全・環境保全・人権保護・経営管理など、事業の継続性のための取り組みを行います。

それらの取り組みは、自己点検と二者点検によって検証し、PDCA サイクルによる継続的改善を進めていきます。この生産から消費までの一貫した取り組みによってたしかな商品を実現するのが生協産直マネジメントシステムです。

(2) 目的

本システムの目的は、次の3点です。

①「たしかな商品」を組合員に届ける

生産・流通・販売の一貫した工程管理と PDCA サイクルによる継続的改善の取り組みを通じて、産直品のたしかさを実現します。

②生産者・生産者団体の事業の持続性に貢献する

生協が生産者・生産者団体・流通事業者とともに、労働安全や環境保全、事業の改善、健全な継続に寄与します。

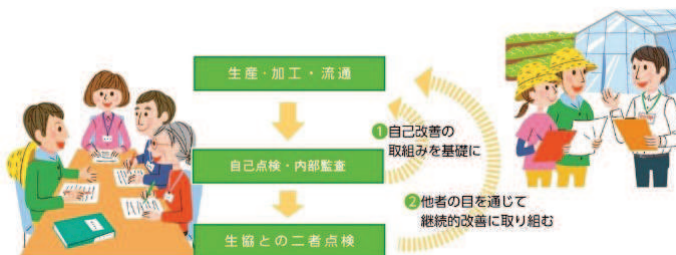
③生産者と消費者・組合員の信頼関係づくりに貢献する

この取り組みを通じて、生協、生協組合員、生産者・生産者団体・流通事業者のコミュニケーションと相互理解を促し、生協産直の取り組みに貢献します。

生産から消費までつなぎ「たしかな商品」を届ける



自己点検・二者点検による継続的改善の取り組み



2. 開発の経緯

(1) 新しい生協産直の取り組みの提起 ～生協産直 5 基準～

1990 年代初頭まで急成長していた生協の供給高はそれ以降鈍化し、「安全・安心」や「産直」は、他の流通業でも取り入れられ、生協産直の独自性や優位性が失われていきました。転換期を迎えた生協産直は、それまで急成長してきたはずも明らかになり、生協と約束した生産方法や生産者の産直品が届けられているのかという「安全性と信頼」が課題として浮かび上がりました。そして 2001 年には有機 JAS 制度がスタートし、栽培方法の表示のあり方も課題となりました。

こうした状況に対応するため、2001 年、産直事業委員会は「産直三原則」を発展させた「生協産直基準（5 基準）」を策定し、「記録・点検・検査による検証システムを確立」することを提起しました。

生協産直基準(5基準)

- ① 組合員の要求・要望を基本に、多面的な組合員参加を推進する
- ② 生産地、生産者、生産・流通方法を明確にする
- ③ 記録・点検・検査による検証システムを確立する
- ④ 生産者との自立・対等を基礎としたパートナーシップを確立する
- ⑤ 持続可能な生産と、環境に配慮した事業を推進する

(2) 信頼の危機への対応

～総合的な品質管理のためのマネジメントシステムの提案～

2000～2002 年、産地偽装や無登録農薬の販売・使用、大規模な食中毒事件など、食の安全・信頼を揺るがす様々な事件が多発しました。こうした状況を背景に 2003 年、リスクアナリシスの考え方を基本にした食品安全基本法が制定され、食品衛生法の改正、食品安全委員会の設置、2006 年、ポジティブリスト制度の導入など、食品安全行政は大きな転換点を迎えました。

「安全・安心」を旗印にする生協産直においても、産地や生産方法の偽装や無登録農薬問題が発生します。2002 年、産直事業委員会は生協産直の「信頼の危機」として受け止め、「たしかな商品研究会」での検討を開始、2003 年に「総合的な品質管理のためのマネジメントシステムの構築」を柱とする農産事業改革の提案を行いました。

(3) 生協共通の産直の品質保証システムの構築

2003 年、産直事業委員会はその実現のために、生協共通のしくみづくりに着手します。もっともコントロールが困難な生産段階では、ヨーロッパの小売業が取り組んでいた EUREPGAP による生産工程管理のしくみを参考にすることによって、生産から販売・供給までの一貫したしくみとして「青果物品質保証システム」を構想しました。

2004 年より生産者団体、専門家も参加する作業部会でシステム構築を開始し、産地での実証実験等を経て、2006 年に生協が独自に開発した GAP である生協版適正農業規範の運用が始まりました。その後、適正流通規範・青果物仕様書生協統一フォーマット（2008

年）、米編（2009 年）、適正販売規範（2010 年）、畜産編（2017 年）、適正水産規範（2020 年）と分野を拡張し、現在の「生協産直品質保証システム」となっています。

（４） 取り組みの拡大

現在、青果部門で適正農業規範に取り組む生協は 6 割強となり、多くの生協と生産者団体がこの取り組みによって業務が改善されたと評価しています。また、社会的にも日本における GAP 推進の先駆的な取り組みとして評価されています。青果・畜産・水産、いずれも日本の GAP の先駆けであり、生協版適正農業規範青果・米編は農林水産省の国際水準ガイドラインに準拠しています。

（５） 生協産直マネジメントシステムへの発展

食品の安全性やトレーサビリティの確立に重点をおいてスタートしましたが、取り組みの中で、労働安全や環境保全など生産者・生産者団体の事業の持続性に貢献する視点が強化されてきたこと、生協産直の取り組みを強化する視点を重視し、2025 年に目的と運用を見直し、名称を「生協産直マネジメントシステム」に変更しました。

3. 生協産直マネジメントシステムの意義

生協産直における本システムの意義は次の点があげられます。

- ①生産から販売・供給まで一貫した取り組みで、安全性とトレーサビリティを確保すること。

この「たしかな商品」を届けるしくみは、生産段階の GAP を活用した生産工程管理と、流通・販売の各段階の取り組みを繋ぐことによって実現しています。

- ②生産者・生産者団体とともに作り育ててきた取り組みであること。

本システムは開発段階から生産者団体の参加と協力によって構築してきました。生産から消費まで繋ぐ取り組みは、生協産直が培ってきた生産者・生産者団体、流通事業者と生協の対等・平等のパートナーシップの中で実現できたことであり、組合員の産直品への信頼、生産者の生協への信頼の基礎となっています。

- ③持続可能な農畜水産業に繋がる取り組みであること。

生協版適正農業規範、および GAP は、単に安全性だけでなく、労働安全・環境保全・人権保護・経営管理など、事業の継続性、ひいては農畜水産業の持続性に貢献する取り組みです。

- ④全国の生協の共通・共同の取り組みであること。

それぞれ異なる産直政策を持つ多くの生協・事業連合が、共通のしくみとして開発し、共同して取り組むことによって、生産者・生産者団体の理解と意識を高め、それぞれの負担軽減と継続的な取り組みに貢献しています。

4. 運用の主体者

(1) システムの運用主体

本システムの実施主体者は、各生協・事業連合です。それぞれの産直の取り組みに応じて、本システムの運用方針や実施方法を設定し、それぞれの責任において運用します。

各規範の二者点検の実施者（部署）や、各組織のマネジメントシステム等への適合方法などはそれぞれの組織の実情に応じて決めますが、基本的な運用方法は本運用マニュアルに沿って運用しなければなりません。

(2) 各規範の運用主体

適正農業規範・適正水産規範は生産者・生産者団体が、適正流通規範は流通事業者が、適正産直規範は生協・事業連合が、それぞれ実施主体者として、自らの自己点検・内部監査に取り組みます。

(3) 二者点検の運用主体

各生協・事業連合は、それぞれの運用方針に基づいて、各規範に取り組む組織の二者点検を実施し、各組織の継続的改善を促します。合同点検においても、幹事生協が調整を行います。運用主体は参加する各生協・事業連合となります。

(4) システムの管理責任者

本運用マニュアル、および各規範の管理は、日本生協連・全国産直研究会が行います。

5. 取り組みにあたっての基本的な考え方

(1) 対等・平等を基礎にした関係性の中で取り組む

本システムを運用するにあたり、もっとも大切なことは、生協産直の基本である生産者・生産者団体、流通事業者との対等・平等のパートナーシップの中で取り組むことです。生協は、本システムの取り組みを強制することなく、各組織の主体的な判断と取り組みを促す必要があります。

(2) コミュニケーションツールとして活用する

生産者・生産者団体、流通事業者との良好なコミュニケーションは、本システムが形式的な運用になることを避け、目的を達成するための機能を果たす上で必要不可欠です。同時に、二者点検は、生協産直のコミュニケーションの場として活用することができます。

(3) 持続可能な農畜水産業と産直への視点を重視する

「たしかな商品」の実現と併せて、生産者・生産者団体の持続可能な生産と経営に貢献する視点で取り組むことが重要です。それが持続可能な生協産直に繋がっていきます。

II. 生協産直マネジメントシステムの構成

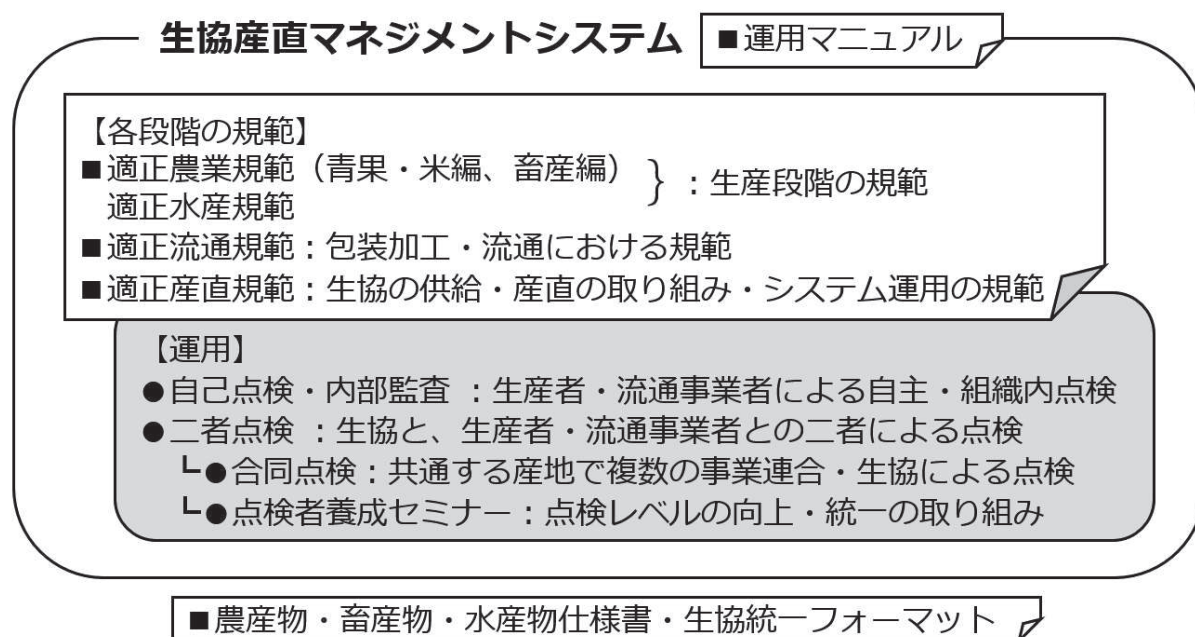
1. 全体構成

(1) 生産から消費につなぐ取り組み

生産・流通・販売の各段階で PDCA に取り組み、産直のフードチェーン全体を繋ぐことによって、「たしかな商品」の実現をめざしています。

(2) 規範と運用

本システムは、①システム全体の運用のしくみ（運用マニュアル）、②周知・教育の取り組み（点検者養成セミナーなど）、③各段階の改善の取り組み（各規範）、④点検・PDCA のしくみ（二者点検）、⑤共同化による効率的運営のしくみ（合同点検、仕様書生協統一フォーマット）を進めるための文書類と運用で構成されています。



2. 生協産直マネジメントシステムを構成する文書

(1) 運用マニュアル

全体概念と各々の規範の統一的な運用や活用の方法について示しています。

本システムが、人や組織によって異なる解釈や恣意的な運用がされれば、生産者・生産者団体、流通事業者からの不信を招き、生協産直全体の信頼問題に発展しかねません。運用マニュアルは、本システムに取り組むすべての関係者が、解釈と運用を標準化することを目的としています。

(2) 適正農業規範・適正水産規範

適正農業規範・適正水産規範は、生協が開発した GAP (Good Agricultural Practice/ Good Aquacultural Practice) であり、生産工程における食品安全、環境(資源)保全、労働安全、人権保護、経営管理のリスクを低減するための改善点を見出し、より良い生産、持続可能な生産を実現するためのツールです。

生協独自項目として、産直の取り組みの項目を含んでいます。生協独自項目以外は、国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP の運用で代替することができます。

(3) 適正流通規範

適正流通規範は、青果物の流通段階の G D P (Good Distribution Practices)、包装加工段階の G M P (Good Manufacturing Practice) を内包しており、生協や委託流通事業者の青果センターを対象とした規範です。

※精米、畜産の食肉工場、水産加工は、工場点検としてそれぞれの点検表(「製造環境管理状況調査票」など)を使用します。

(4) 適正産直規範

適正産直規範は、生協・事業連合が取り組む規範です。対象は次の3点です。

- ①販売・供給段階の安全性とトレーサビリティ確保の取り組み
- ②産直の取り組み(産直品の取り扱い、産地交流など)
- ③生協産直マネジメントシステムの運用

※②、③を含むことから、適正販売規範より適正産直規範に名称を変更しました。

(5) 生協産直仕様書・生協統一フォーマット

青果物、畜産物、水産物の仕様書の生協統一フォーマットです。生協ごとのフォーマットを作成する生産者・取引先の管理負担を減らすために策定しました。

3. 規範の適用範囲

規範名	対象となる工程	対象となる事業者
適正農業規範 青果・米編	青果、米の生産・保管・出荷する工程 ※青果の包装・加工施設は、「適正流通規範」の点検表を使用します。 ※米の精米施設は、各生協の工場点検表によって点検を行います。	・生協と直接取引がある生産者個人 ・生産者団体に所属する生産者 ・生協と直接取引がある生産者団体で事務局機能を持つ組織 ・生協と取引がある農業協同組合およびその下部組織（部会、支所など）
適正農業規範 畜産編	【肉用牛・豚・肉用鶏】 家畜の導入から出荷まで（と畜・食肉加工は対象外） 【乳用牛】 牛の導入から生乳の出荷まで（搾乳施設・生乳処理施設を含む） 【採卵鶏】 雛などの導入から鶏卵の出荷まで（集卵施設を含む） 【GP センター（鶏卵選別包装施設）】 鶏卵の入荷から出荷まで	※点検項目によって、生産者が所属する団体、もしくは流通・商流を担う団体が実施している項目においては、点検表の表紙かコメント欄に団体名を明記の上、その団体が自己点検を行います。
適正水産規範	【漁業】漁獲から出荷まで 【養殖】種苗の導入から出荷まで	
適正流通規範	・小分け／包装／カット／詰合せ ・集荷／保管／運輸 ・生協の加工センター・セット（集配）センターおよびその代行事業者	生協の産直事業に関わる農産物の対象工程の流通を担う組織であり、生協自身や生協の子会社が運営する加工・配送施設なども含まれます。
適正産直規範	・産直品の商品企画・調達、店舗での供給、宅配事業での集品・配達 ・産直のコミュニケーション活動、産地交流・学習などの組合員活動 ・生協産直マネジメントシステムの運用	・産直の商品や活動に関わる部門（商品企画・調達、品質保証、組合活動、店舗など）

III. 規範の運用方法

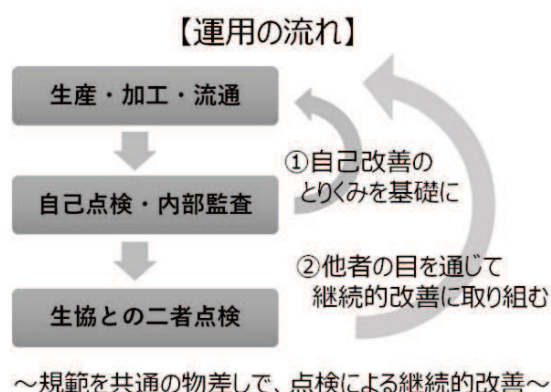
※対象：適正農業規範 適正水産規範 適正流通規範

1. 基本的な運用

(1) 運用の流れ

生産者、生産者団体、流通事業者は、各規範（点検表）によって、自己点検・内部監査を実施し、自ら改善に取り組むことが、本システムの基本です。

その取り組みを、他者の目を通じて、より客観的に評価することで改善の取り組みをレベルアップし、継続改善に繋げていくために、生協との二者点検を実施します。生協にとっては、安全性とトレーサビリティを生産から消費まで繋ぐ観点から、必要な改善を要請する機会となります。



(2) 事前準備 ～点検項目の対象者（自己点検者）の明確化～

① 適正農業規範・適正水産規範

点検項目ごとに対象者（自己点検者）を「団体」、「生産者」、「両方」で「区分」する項目があります。団体ごとに両者の役割が異なりますので、自分の団体の場合、この点検項目は誰の役割なのか確認し、必要に応じて区分の変更を行います。

※「団体」の項目であっても、系統や帳合で複数の流通事業者で機能を分担している場合、実際にその機能を果たしている事業者の点検項目となる場合もあります。その場合、Excel ファイルの list シートで選択肢を追加・修正することができます。

② 適正流通規範

すべての点検項目が、対象事業者が対象となるため、仕分けはありません。一部作業やエリアが委託事業者となる場合でも、対象事業者が委託管理者として点検対象となります。

(3) 自己点検

① 団体の自己点検

生産者団体・流通事業者は、団体が対象となる点検項目について、自己点検、もしくは内部監査を行います。点検結果は各規範の点検表の「自己点検」欄に記載します。自己点検結果から、自らのリスクを発見し、改善計画・改善活動と、PDCA の取り組みに繋がっていきます。

②生産者の自己点検

生産者対象の点検項目は、生産者が自己点検を行い、団体の自己点検と同様、点検結果を各規範の点検表の「自己点検」欄に記載、それぞれの PDCA の取り組みに繋げていきます。

本システムの導入にあたっては、まず団体の自己点検・内部監査からスタートし、すべての生産者の自己点検に広げていきます。すべての生産者の取り組みにするために、計画的に年度ごとに重点を決めた点検表を活用する方法もあります。

(4) 団体による生産者の内部監査

団体は、産直品を生産するすべての生産者の内部監査を、年 1 回、実施します。内部監査担当者（各団体の事務局、生産者のリーダー・GAP 推進担当などから選任）は、点検表の「二者点検」欄を使って、生産者の現地視察やヒアリングで内部監査を行います。

すべての生産者の内部監査が困難な場合は、生産者から集約した自己点検の内容確認と、ランダムに選出した生産者の内部監査を組み合わせ、全体の到達点を判断し、改善・留意すべき点をすべての生産者にフィードバックします。

(5) 生協による二者点検

生協は、被点検者に対して二者点検の実施計画（時期、場所、対象とする業務範囲、点検者）を提示し、双方の合意に基づいて実施します。

生協による二者点検の最大の目的は、生産者団体・流通事業者の自己点検・内部監査とそれに基づく改善活動の有効性を確認し、生産者団体の自律的な改善活動を支援することにあります。そのために二者点検は自律的な改善活動に繋がる視点で実施します。

生産者がいる団体の二者点検では、生産者の自己点検と団体の内部監査の取り組みが有効に機能しているか点検します。点検方法は、①記録・ヒアリングによる点検（生産者の自己点検表、内部監査・改善記録など）、②生産者の現地点検の二つの方法があります。

時間などの制約がある場合は、団体の二者点検の中で①だけを実施しますが、生産者の現地点検は、団体内部での取り組みの推進にも貢献するため、できるだけ実施できるように計画します。対象となる生産者は毎回異なる生産者を選ぶこと、点検結果を団体の取り組みや生産者全体にフィードバックすることが大切です。

2. 運用上の注意事項

(1) 対等・平等の関係性

本システムは、「産直」という生協の独自商品を対象としています。そのため生協は、被点検者と対等な立場で、共同で農畜水産物の品質向上に努める必要があります。

生協の組合員という共通の消費者を対象とする共同の事業者として、被点検者の協力を要請しますが、一方的に取引先に参加することを義務付けたり、費用を負担させたり、高圧的な態度で臨んではなりません。

また、生協は対象の生産者・生産者団体、流通事業者を公平に扱わなければなりません。点検作業に協力的であるか内容を理解しているかなどの姿勢に対して評価をするのではなく、一つひとつの客観的な事実について評価しなければなりません。生協は、生産者・生産者団体、流通事業者が、積極的かつ協力的に対応できる環境や条件を整えることに十分留意する必要があります。

（２） 一律適用についての注意

本システムの運用に際しては、すべての生産者・生産者団体、に一律に適用すべきではありません。生産者・生産者団体、流通事業者の業務内容、生協との取引および契約形態、規模や諸条件、当該商品に多いお申し出などを勘案し、どの規範を適用するのか、点検の頻度や範囲などを決め、合意することが必要です。

（３） 導入の強制、取引条件としての利用の禁止

生協は、生産者・生産者団体、規範の導入を強制してはなりません。

また、規範の導入や、点検項目への適合、一定レベルの得点などを取引条件とすることや、価格や品目、納期などの見直し活動に流用してはなりません。

規範への適合は、品質の改善、管理レベルの向上に向けての活動を開始するための一つの指標として活用していくことが重要です。

（４） 守秘義務の遵守

本システムの運用に携わる人員、組織は、守秘義務を負います。

生協は、二者点検作業を通じて被点検者の資産・家族などの個人情報、固有の技術やノウハウ、取引先や納入価格などの経営情報にふれることがあります。これらが守秘義務の対象であることを十分に認識する必要があります。

守秘義務の対象となる情報は、本システムの運用においてのみ活用され、その他の活動（取引、他産地の開発、商品企画など）に流用されてはなりません。守秘義務に反する行為を行う生協が一つでも存在すると、本システムの信頼は失墜し、被点検者の協力は得られなくなります。

（５） 二者点検結果の共有ルール

二者点検で作成した「点検表」、「改善要請書・改善計画書」は、次のケースで二者点検に参加していない生協に共有できることを基本とします。共有を希望しない場合、守秘義務誓約書からその文章を削除し、原本にその旨を記載します。

- ①二者点検を受けた生産者・生産者団体・流通事業者が、他の生協に対して、点検の代替や打ち合わせ資料として提供すること。
- ②二者点検を実施した生協が、被点検組織と取引のある生協に提供すること。

IV. 二者点検の実施方法

※対象：適正農業規範 適正水産規範 適正流通規範

1. 点検者の条件

生協による二者点検の点検作業は、被点検者と良好な関係の中で進める必要があります。点検作業は「誰でもできる」ことをめざして開発されていますが、「誰がやってもよい」ということではなく、以下の姿勢が大切です。

- ・対等：被点検者と売り買いではない対等な立場で実施すること。
- ・共同：被点検者と協力して、農畜水産物の品質を向上させるための活動であることを認識していること。
- ・公平：被点検者を差別しないこと。

また、点検者は、以下の心構えを持っていることが求められます。

- ・積極的な調査をすること
- ・問題意識を持ち活発な質問をすること
- ・被点検者との共同作業意識で臨むこと
- ・柔軟性のあるアプローチをすること
- ・知り得た情報の重要性を認識し守秘義務を徹底すること

点検者は、これらの姿勢と心構えを備えると同時に、常に目線を揃え、点検対象、項目の解釈や判断にずれが生じないようにしなければなりません。そのため、点検は、日本生協連の主催する「点検者養成セミナー・基礎セミナー」を修了した人を中心に実施します。

また、点検者は、日常的に客観的事実の把握のための観察、照合作業、聞き取り調査などの力量を高めるように、常に教育・訓練を積み重ねていくことが大切です。併せて、産直生産者の地理的条件、農畜水産物の品質特性への理解、流通形態、産直生産者の実務などの知識を持っておく必要があります。

2. 二者点検の準備

点検の準備作業は、以下の手順で行います。

- ①年間の点検計画を作成し、被点検者に点検作業のため訪問することを連絡。
- ②点検の数ヶ月前に、被点検者に対する自己点検、内部監査の実施を含む二者点検への協力依頼文書を作成し、被点検者に発送。

※協力依頼文書には、点検目的、訪問日時、点検場所(箇所)、点検の対象範囲、希望する応対者、準備書類などを明記。

※自己点検、内部監査の結果を点検前に必要とする場合は、その旨も要請文書に記載。

③点検日前に、被点検者と点検について最終確認。

④下記の情報を基に点検方針を検討・作成。

- ・生産者による自己点検・団体による内部監査の点検票（生産者点検項目）
- ・団体による自己点検票（団体点検項目）
- ・前回点検時の「改善要請書」と「改善計画書」
- ・過去１年のお申し出（苦情）・事故の記録
- ・取引実績とロス率のデータ
- ・最新の商品仕様書

3. 二者点検の流れ

（１） オープニング・ミーティング

①守秘義務誓約書への署名と提出

※被点検者の書式があればそれを使用し、なければ生協書式を使用する。

②点検者紹介、点検作業の目的説明、点検への協力依頼。

③点検基準の提示：生協マネジメントシステムの規範に基づく点検を実施することを通知。

④スケジュール確認：点検場所、移動順序、終了時間を確認。

（２） 点検作業

①点検項目に則した事実、客観的証拠の収集。

- ・被点検者による概況報告
- ・自己点検の結果確認
- ・スケジュールに沿った現地点検

（ヒアリング／文書・帳票類の照合、確認／現物の視認）

※生産者がいる団体の場合、可能であれば生産者の現地点検を実施。できない場合、生産者の自己点検表、内部監査・改善記録などを記録・ヒアリングで点検。

②点検結果の記録：点検項目の達成状況を判断。

③点検者打ち合わせ：点検した事実の確認、判断の合意。

※被点検者が同席しない状態で実施する。点検者が１名の場合は不要。

（３） クロージング・ミーティング：

①点検者からの報告、指摘事項の提示。

②被点検者と協議し、改善方法を合意。

③改善状態の確認について、時期、方法の打ち合わせ。

4. 点検作業上の注意

(1) 点検時間の適切な管理

点検作業は、生協および被点検者に費用の負担を生じさせます。そのため、点検時間は、適切に管理され計画通りに進行されなければなりません。計画した点検時間を超過するような場合は、点検作業を終了し、次回の点検作業に引継ぎます。このことは、生協による二者点検が、審査や評価を目的としていないために可能なことです。

点検の結果、該当なし＝「－」、コメント参照などの判断がされた項目については、次回以降の点検計画に反映させる必要があります。

点検中に不測の事態が生じた場合は、直ちに点検作業を打ち切り、被点検者と善後策を協議します。不測の事態とは、重要人物に緊急の用事が発生した、重大な法令抵触、契約違反が発見された、重大な事故が発生した、などの場合です。

点検作業は、与えられた時間内で最大限の努力を払って実施されますが、点検漏れが生じる／客観的証拠が十分に入手されないなど、時間内で判断できない項目が発生することもあります。この場合も、次回以降の点検計画に反映させることが必要です。

(2) 必ず点検すべき事項

点検は継続して実施することを原則にしているので、毎回全項目を点検する必要はありません。しかし、次の点は、毎回実施することを求めます。

- ①生産者による自己点検と団体による内部監査の実施状況。
- ②トレーサビリティ調査（1つの伝票を基に時系列的に追って情報整理の確かさを確認）。
- ③事前に入手した点検結果から、気になった事項（×がついた項目等）
- ④お申し出・事故の記録から確認したい事項

(3) 被点検者とのコミュニケーション

点検作業中は、とくに被点検者と積極的に情報交換し、点検項目や事実を共通認識とすることに努め、的確に時間を管理し、適切な質問の準備、観察すべき事項の把握に努めます。

点検作業においては、被点検者の許諾なく施設に立ち入るなど、勝手な行動をしないことが重要です。許諾を得てから点検作業にあたります。

5. 他の GAP 等に取り組む団体・生産者の点検方法

(1) 点検項目の代替

他の GAP 等に取り組んでいる被点検者の二者点検において、被点検者から代替の希望がある場合、生協版規範と代替可能な点検項目は、被点検者がすでに実施している GAP 等の自己点検のチェックシートで代替することができます。

(2) 点検項目代替の対象とする GAP 等

① 適正農業規範（青果・米編）

- ・ 第三者認証 GAP：JGAP・ASIAGAP・GLOBAL.G.A.P
- ・ 農林水産省「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠した都道府県 GAP や GH 農場評価制度（日本生産者 GAP 協会）

② 適正農業規範（畜産編）

- ・ 第三者認証 GAP：JGAP
- ・ 農場 HACCP 認証（食品安全、家畜衛生のみ代替可能）

③ 適正水産規範

- ・ 第三者認証エコラベル：MEL、MSC、ASC（資源・環境保全のみ代替可能）

④ 適正流通規範

- ・ HACCP システム（食品安全のみ代替可能）

(3) 点検方法

生協版点検表は「1. 生協独自」項目のみを点検対象とし、その他の項目は、生産者・生産者団体に取り組んでいる他の GAP のチェックシートを使用します。

<点検で確認する文書>

- ・ 生協版点検表（「1. 生協独自」項目のみを点検対象とする）
- ・ 取り組んでいる GAP による自己点検のチェックシート
- ・ 認証証、もしくは実施記録による取り組み範囲（品目・生産者）の確認
- ・ 取り組んでいる GAP による不適合一覧（閲覧可能な場合）

(4) 留意事項

① 他の GAP のチェックシートによる点検

可能であれば、生産者・生産者団体に取り組んでいる GAP のチェックシートは、事前に確認を行います。生協版と構成や表現が異なりますので、よく読み取りを行い、重点的に点検すべき項目を洗い出しておきます。

② 他の GAP の取り組みが一部の生産者のみである場合

点検する生産者の選定は、他の GAP 等の取り組みの有無とは関わりなく行います。選定された生産者が他の GAP 等の取り組みを行っており、代替を希望する場合、その自己点検のチェックシートで代替します。

6. 実地点検ができない場合のリモート点検について

(1) リモート点検とは

リモート点検とは、現地に立ち入れない状況がある時に実施する、現地訪問を伴わない点検のことです。Web会議システム等のインターネットを利用して時にとどまらず、電話、FAX等、あらゆるリモートによる連絡手段を利用した点検を行います。

(2) リモート点検の適用

点検の基本は、現地を訪問しての実地点検です。様々な状況から、現地を訪問して実地点検することが困難な場合に、リモート点検を可とします。リモート点検後に現地訪問が可能になった時には、必要に応じて、実地点検を実施します。

※リモート点検を適用する産地は、実地点検を実施したことのある産地（過去の点検結果の蓄積のある産地）とし、初回点検産地は除外します。

※リモート点検の実施にあたっては、産地の意向を踏まえて、リモートでの連絡手段を確定します。

(3) リモート点検の点検内容と評価

点検内容は、実地点検と同じです。訪問してヒアリングし、記録類を確認することを、リモートでの連絡手段を用いて行います。

実地点検と比べて確認範囲が制限されることから、重点的に聞きたいことを絞り、リモート連絡手段を利用してヒアリングを行い、確認を行います。この際、実地点検による補完が必要な場合は、その旨を明らかにした上で、後日可能な範囲で実地点検を実施します。

必ず聞き取りを行うべき項目は、以下のとおりです。

- ・生産者による自己点検と団体による内部監査の実施状況
- ・トレーサビリティ調査（特定出荷日の伝票を基準にしての遡及と追跡）
- ・事前に入手した点検結果から確認すべき事項（×がついた項目等）
- ・お申し出・事故の記録とその対応・改善の内容

※リモート点検にあたっては、協議の上、複数の日程を設定し分割して実施することも可とします。また、リモート点検の場で確認しきれない事項が発生した場合、追加の日程を設定します。

(4) 留意事項

- ①産地が実施可能であること、産地の経済的・時間的負担が大きくなることを考慮した上で、リモート点検の実施、リモート手段の選択について判断します。
- ②守秘義務誓約書の提出を必ず行い、リモートによる機密情報の漏洩がないように留意します。
- ③実施にあたっては、使用するリモート手段でコミュニケーションが可能か、事前のテストを行います。

V. 点検結果の評価と対応

1. 点検結果の活用

(1) 点検結果の作成

点検者は、「適正農業規範」「適正水産規範」「適正流通規範」「適正産直規範」の「点検項目」に基づき、点検結果を作成します。点検結果は次のとおり記録します。

適合 = 「○」

不適合 = 「×」

該当なし、証拠不十分、未点検、未確認 = 「－」

※規範項目と点検項目：規範項目を実現するための点検項目であるという観点から、点検項目の評価は、規範項目を満たしていることを含めて評価します。

※明確な評価：「○」「×」となった事実、「－」となった理由や申し送り事項をコメントに記載することが大切です。「△」のような曖昧な記述はしません。

※自己点検と二者点検の評価が異なった場合の対応：相違点についてコメントを記述し、二者点検の内容を相互に確認します。

※事実に基づく評価：点検者は、点検結果が被点検者に対して改善を要求する根拠となることを理解し、事実を抽出して正確に記載します。

(2) 改善要請の提示

改善要請とは、対処や修正とは異なり、指摘された事実が二度と発生しないように対策を講じることを求めることを指します。それは、以下のような方法で行います。

- ①点検者は、点検結果に基づき、被点検者に対して改善要請を文書にて提示する。改善要請書の内容は、不適合となった規範、点検項目の要求事項、点検者および被点検者が相互に確認した事実を提示する。
- ②その場で直ちに対処、修正できる項目については改善要請とはせず、点検作業中に指摘して改善を求める。

(3) 改善要請をする際の注意

改善要請は、被点検者の現状を根本的に改善し、品質の向上に効果的であることが求められます。そのため点検者は、以下のような点に注意して改善要請を行います。

- ①品質管理上の重大な欠点を優先する。
- ②品質の改善が期待でき、お申し出の減少に効果がある内容になっている。
- ③過剰な経済的負担を必要としない。
- ④比較的短期間に効果が確認できる。
- ⑤通常業務に過剰な負荷をかけない。
- ⑥一度に多数の改善要請を要求せず、3点程度にとどめる。

(4) 被点検者側からの改善計画の回答にあたって

被点検者は、改善要請の提示を受け、指摘された事実の根本的な解決を図るための改善要請書の内容を検討し、改善計画書を作成します。生協は被点検者に対して、必要に応じて以下のような方法を採用するよう助言します。

- ①工程を明確にし、工程ごとの管理基準(次工程への引渡し条件、不適合の判断基準)を設定する。(ルール／規定／基準の策定)
- ②工程を見直し、作業手順、工程の順序を組み替える。(事故／原因となる工程の変更)
- ③不適合が生じていないか監視体制(マニュアル策定、巡回、モニタリング、管理記録の保持など)を整え、日常の業務に組み込む。(ルール等と照合作業)
- ④物理的な対策(障害物の設置、可動範囲の制限、機械・設備の導入など)を講じる。(人的ミスの制限)
- ⑤機械設備、備品の性能評価を行い、必要な機能を得られるように代替、配置換えを行う。(機械等の変更)
- ⑥人員の能力評価を行い、必要な技能、能力を発揮できるように教育訓練、配置換え、効果測定を行う。(教育／訓練)

(5) 是正措置の妥当性の評価

点検者は、被点検者から提示された改善計画書の内容で、指摘事項を根本的に解決することが可能か検討します。検討の結果、提示された改善要請が効果的であると判断した場合、その改善計画を承認します。効果が期待できないと判断した場合は、その理由を正確に伝え、再考を促します。

最終的には、是正措置の妥当性の評価(効果の有無、効果がなければ更なる改善要請を検討)を、次の点検時に確認します。

2. 改善計画実施後の点検

(1) 改善計画実施内容の確認

改善計画が効果を発揮しているかどうか、再点検を実施します。再点検は、次の点検時に合わせて実施することも可能です。しかし、問題が重大なものである場合など、できるだけ迅速に品質の向上を図る必要がある場合には、点検作業の終了から3ヶ月以内に実施します。この際には、現地に行って点検するだけでなく、被点検者から改善後の画像データを送っていただき、改善内容を確認するという方法も再点検に含まれます。

(2) 改善計画の評価

改善計画が有効に機能し、品質向上に効果を発揮しているかどうか、お申し出(苦情)分析、現場確認、被点検者からの報告などにより評価します。改善計画書の内容が効果を発揮していないと評価した場合、再点検結果として改善要請書を再度要請します。

VI. 合同点検の実施方法

※対象：適正農業規範 適正水産規範 適正流通規範

1. 合同点検とは

合同点検とは、複数の生協・事業連合と取引のある産直生産者に対して、それぞれの生協が個別に二者点検を行うのではなく、生協・事業連合が合同で点検を行うことです。合同点検の目的は、次の2点です。

- ①生産者・生産者団体の点検対応の負荷を減らすこと。
- ②他組織と合同で実施することにより、点検レベルの向上と生協・事業連合間の平準化を図ること。

2. 合同点検の対象と役割分担

(1) 対象となる生産者・生産者団体

- ①全国産直研究会が年度ごとに決定した生産者・生産者団体
- ②生産者・生産者団体、もしくは生協・事業連合の呼びかけで実施することとなった生産者・生産者団体

(2) 幹事生協

合同点検を実施する際は、生協を代表して、生産者・生産者団体との連絡・調整の役割を担う幹事生協を選出します。

- ①役割：合同点検の実施責任者として、準備・まとめを行い、生産者・生産者団体、参加する生協・事業連合と連絡・調整を行います。
- ②選出方法：参加する生協・事業連合間の調整、もしくは全国産直研究会が決定します。主要な取引生協・事業連合が継続的に幹事を担う場合と、輪番などで都度次年度の幹事生協を決める場合があり、それぞれの状況に応じて判断します。

(3) 参加生協

- ①当日の役割：点検リーダーの指示の下、点検活動を分担し、点検結果を共有するなど、主体的に点検に関わりリーダーに協力します。遅刻・早退、独自の行動を慎むというマナーを徹底します。
- ②事前・事後の役割：幹事生協への出欠連絡などは、速やかに行います。対象品目や点検の重点などの要望がある場合は、事前に幹事生協と調整を行います。

(4) 点検リーダー

- ①役割：点検当日の点検活動とまとめを円滑に進めるための調整とマネジメントを行います。

- ②選出方法：基本は幹事生協が担いますが、幹事生協が事前に他の参加者に依頼することもできます。
- ③資格：「点検者養成セミナー」の受講者であり、かつ、複数の産地点検の経験を有する生協職員とします。

3. 合同点検の手順（幹事生協）

- ①年度計画の決定：年度末までに次年度計画（①幹事とした実施する生産者・生産者団体、②予定品目、③実施時期）を決定、全国産直研究会の集約に報告する。
- ②点検計画の決定と連絡：生産者・生産者団体と調整し点検計画（日程・会場、品目など）を決定、参加生協に連絡、参加集約を行う。
- ③事前資料の収集と共有：自己点検表など事前資料を集約、スケジュール・点検リーダーなど詳細計画と併せて、参加者に共有する。
- ④点検：点検リーダーの指揮のもとに、参加者で役割分担の上、点検を実施する。
- ⑤まとめ：クロージング・ミーティング、もしくは別途機会を持ち、今後の実施方針（頻度、品目、幹事生協など）を協議する。
- ⑥点検結果の共有：改善報告書、次年度実施方針を、他の生協・事業連合（参加・欠席問わず）に共有する。

4. 合同点検の全体計画と管理

合同点検の全体の計画と管理は、全国産直研究会が行い、その実務は全国産直研究会の事務局が行います。

- ①年度計画：対象生産者団体、および幹事生協を、事前集約に基づき、2月末までに全国産直研究会が決定します。
※対象生産者団体の追加・削除、幹事生協の変更の希望は、事前集約に基づき、協議の上、変更を行います。
- ②合同点検担当者の集約と共有：3月末までに集約し、合同点検担当者・全国産直研究会に報告します。
- ③進捗状況の集約：10月までに進捗状況の集約を行い、合同点検担当者・全国産直研究会に報告します。
- ④年度まとめ：3月度までに年度の合同点検結果を集約、年度まとめを作成し、合同点検担当者・全国産直研究会に報告します。年度まとめは、直近の全国産直研究会にて確認、必要があれば運用の改善を行います。

VII. 適正産直規範の運用方法

※対象：適正産直規範

1. 基本的な運用

(1) 運用の流れ

生協・事業連合は、適正産直規範によって自己点検を実施し、内部点検・外部点検によって改善点を発見、自ら主体的に継続的改善に取り組みます。

運用を担う担当者（以下、運用担当者）を決定し、運用担当者は、次の流れで関係部署と調整して実施します。



- ① 点検計画の作成（運用担当）
- ② 自己点検（自己点検する部署・担当者）
- ③ 内部点検・外部点検（点検者）
- ④ 改善計画の作成（担当部署・運用担当者）
- ⑤ 経営層への報告と組織方針への反映（運用担当者）
- ⑥ 情報公開とコミュニケーション（運用担当者・担当部署）

※()内は実施責任者。

(2) 運用方法の選択

適正産直規範の点検方法は、それぞれの組織の状況を踏まえ、次のいずれかの方法を選択します。

自己点検のみ	自己点検から改善計画を作成する。より客観性の高い内部点検・外部点検にステップアップしていくことが望ましい。
自己点検→内部点検	基本的な運用方法。初回、数年に一度外部点検を実施することを推奨。
自己点検→外部点検	より客観的な点検を実施したい場合、内部に点検者がいない場合に選択。

2. 点検計画

(1) 点検計画の策定

年度ごとに、次の項目について点検計画を策定し、点検者と被点検部署・担当者に連絡します。

- ① 点検方法と点検者の決定
- ② 点検対象（点検項目ごとに対象部署を仕分け）
- ③ 実施時期

（２） 点検者の選定

自己点検	産直を統括する責任者、もしくは担当する部署や担当者（例：各部門の商品担当と組合員活動担当）より、自己点検者と担当項目を決定します。
内部点検（監査）	組織内で、商品・運営系部門や内部監査組織、品質保証部門など、客観的な評価ができる点検者を選定します。
外部点検	産直に関わる関係者（二者点検を行っている産直の取引先、組合員理事、会員生協や所属する連合会の担当者など）、外部専門家（生協産直マネジメントシステムに精通した組織外の専門家、他生協の職員）より点検者を選定します。

自己点検を含め、点検者は、点検者養成セミナーを受講し、生協産直マネジメントシステムの基礎的な知識を持っていることが必要です。

3. 自己点検

運用担当者は、対象部署に点検表を配布、自己点検の実施を要請し、回収します。対象部署で記入が難しい場合、運用担当者がヒアリングに基づいて点検結果を記入します。

4. 内部点検・外部点検

内部点検（監査）・外部点検は、点検計画に基づき、次の手順で実施します。

- ① 自己点検の実施：運用担当者（または点検者）より、点検対象部署の責任者に対し、自己点検の実施を要請する。
- ② 点検日程の決定：点検者は被点検部署の責任者に点検日時を連絡・調整し確定させる。
- ③ オープニング・ミーティング：点検者紹介、点検作業の目的説明、点検への協力依頼
- ④ 点検作業：点検項目に則した事実、客観的証拠の収集・ヒアリングを行い、点検結果を判断・記録する。
- ⑤ クロージング・ミーティング：点検者からの報告、指摘事項の提示。被点検者と協議し、改善方法を合意する。
- ⑥ 全体総括：すべての点検部署の点検結果（指摘事項含む）を集計の上、全体を総括。改善計画、経営層への報告に繋ぐ。

5. 改善計画の作成

運用担当上内部点検・外部点検、または自己点検結果を踏まえ、関係部署、または運用担当者自ら関係部署と協議の上、改善計画を作成します。

6. 経営層への報告と組織方針への反映

運用担当者は、改善計画を経営層に報告し、次年度の組織方針・産直の方針に反映します。

7. 情報公開とコミュニケーション

点検結果と改善計画・組織方針への反映の概要を、関係者と共有することは、それぞれの取り組みへのモチベーションに繋がります。

生産者・生産者団体、流通事業者との二者点検や商談・取引先説明会、広報誌や公開資料などを通じて、産直に関わる関係者に公開し、産直の取り組みについてのコミュニケーションを促進します。

VIII. 本システムの管理と見直し

1. 本システムの管理主体

(1) 管理者

本システムは日本生協連・全国産直研究会がその管理（各種セミナーの開催を含む）の責任を負います。必要に応じて部会を設置、検討にあたります。

(2) アドバイザー

全国産直研究会は、専門的な見地から全国産直研究会および事務局に対して、本システムの運用と管理に関する助言を行うアドバイザーを選任します。

(3) 事務局

本システムの管理実務は、全国産直研究会の承認に基づき、全国産直研究会の事務局が担います。

2. 本システムの文書の改定

(1) 対象文書

- ・生協産直マネジメントシステム 運用マニュアル
- ・各規範（適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範／適正産直規範）
- ・生鮮仕様書・生協統一フォーマット

(2) 改定

日本生協連・全国産直研究会は、①生協・事業連合、および生産者・生産者団体、流通事業者から出された意見、②全国産直研究会での運用状況や社会的情勢を踏まえた検討、③定期的なシステムの見直しに基づき、本システムの文書の見直しを行います。

(3) 公表方法

日本生協連・全国産直研究会は、文書の改定を行った際には、速やかに会員生協に公表します。公表方法は、日本生協連・情報プラザ（会員生協専用、登録制）上での公表を原則とし、日本生協連公式ホームページ等を通じて案内します。

3. システムの有効性の検証と見直し

(1) 検証

日本生協連・全国産直研究会は、定期的に、本システムに取り組む生協・事業連合、および生産者・生産者団体、流通事業者等へのアンケートやヒアリングを通じて、次の観点・指標から本システムが有効に機能しているか検証を行います。

<実施時期>

- ① 年度末（対象：主要生協・事業連合）
- ② 数年毎（対象：全国の生協、職員、組合員など）

<観点>

- ① 本システムの目的に照らして、有効に機能しているか
- ② 社会情勢や変化する組合員の要求に対応しているか
- ③ 現場の運用実態と不整合が生じていないか

<主な指標>

- ① 各規範による二者点検・内部点検・合同点検等の実施状況
- ② 生産者・生産者団体の適正農業規範（他の GAP 含む）・適正水産規範の実施状況
- ③ 生協職員・組合員の認知状況
- ④ セミナー・学習会等の開催・参加状況

(2) 見直し

日本生協連・全国産直研究会は、検証結果、および生協・事業連合、および生産者・生産者団体、流通事業者の意見を踏まえ、運用の方法、文書の改定を行います。

IX. 付録

1. 用語解説

産直	生協産直マネジメントシステムで使用している「産直」という言葉は、産消提携品、産地指定品、コープ商品、会員生協の独自ブランド商品を含みます。「産直」の定義は、生協全体で統一されておらず会員生協によって異なります。
日本生協連・全国産直研究会	会員生協及び日本生協連における産直事業の発展のための討議とこの面での連帯の促進に関わる政策と諸計画を検討し、実施しています。2020年に「産直事業委員会」より名称変更。
供給／販売 調達／仕入れ	「供給」は代金決済を伴う「販売」も含む広義の言葉ですが、生協では生協が組合員自身の組織であることから、生協が組合員に商品を届ける行為を「販売」ではなく「供給」という言葉を使用します。本マニュアルでは、生協の行為は「供給」、流通やフードチェーンの段階を示す場合は「販売」、と区別して使用しています。 同様に、一般に「仕入れ」といわれる行為は「調達」として使っています。
たしかな商品	①安全性とトレーサビリティが確保されていること、②表示が正しいこと、③仕様書の内容が守られていること、④①～③のことが検証できることを指します。たしかな商品を実現するためにはフードチェーン（生産から食卓までの繋がっている経路）の各段階で工程管理の取り組みが必要です。
マネジメントシステム	組織が目標達成や品質向上を実現するためのしくみです。取り組みの効率化やリスク軽減、透明性の向上によるステークホルダーとの信頼関係構築にも貢献します。PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）に基づいて構築され、目標設定、計画立案、実行・運用、評価・監視、改善というプロセスが含まれます。
工程管理	農畜水産物の生産や流通、加工におけるひとまとまりの作業、場面、段階を把握し、ルールに基づいてコントロールすることを求めています。
リスク	特定のハザード（危害要因）にさらされた場合のあらゆる影響の程度＝重篤度×発生頻度＝確率のことを指します。そして、リスクの低減化を進めるための考えリスクアナリシスに基づき管理・運用されることが重要となります。
モニタリング	観察し、その結果を記録することです。
自己点検	生産者・生産者団体、流通事業者が自らの工程を規範に基づき評価を行うこと。内部監査・二者点検を実施する前提であり、本システムの起点となる取り組み。

内部監査	生産者団体、流通事業者、および生協の内部の人員により、ルールと業務の状況、計画と実績などの照合、評価、検証を行い、改善策を提示することを求めています。
二者点検	生産者・生産者団体、流通事業者と取引のある生協が行う監査のことを指します。ただし本システムでは、改善を要求するにとどめ改善策を提示しないため、「点検」という言葉を使用しています。
点検者／被点検者	本システムの規範に基づいて自己点検、二者点検を担当する人員を指します。点検は現状の把握、改善要求は現状の指摘に徹するなど、日本生協連の点検者養成セミナーの受講者、もしくは同等の力量を有する者であることが求められます。
客観的証拠	事実として直接確認された事項、状態などのうち、規範に基づく点検に際して「○」「×」などの根拠となるものです。点検者が聞き取りの相手から直接得た回答、視認できる現物、状態を指します。
照合	比較して確認、検証する活動のことです。「文書（記録）」と「現物（現場）」、「文書（マニュアル）」と「現場作業」、「図面」と「現場」との照合などがあります。

2. フォーマット・文書例

- (1) 「改善要請書・改善計画書」のフォーマット <別紙1>
- (2) 「守秘義務誓約書」の例 <別紙2>

【別紙１】「改善要請書・改善計画書」のフォーマット

生協産直マネジメントシステム 改善要請書・改善計画書	点検に使用した規範	
	アイテムを選択してください。	版

点検日		点検	組織名	
対象品名		責任者	氏名	
団体名		同行者	組織名	
立会い者			氏名	

対象項目 (例)5-05-1	改善要請事項（点検者記入） ※不適合の状態・客観的事実を記入	改善計画（被点検者記入） ※内容・実施者・実施時期など。確認欄は点検者記入			
		記入日		記入者	
		確認日		確認者	
		記入日		記入者	
		確認日		確認者	
		記入日		記入者	
		確認日		確認者	

備 考 ※前回改善点の運用状況・次回点検への申し送り事項など

※改善計画は、点検責任者に送付お願いします。

※枠内に入らない場合は、資料別添付してください。その際の書式は問いません。

【別紙 2】 守秘義務誓約書の例

守秘義務誓約書

○○○○組合

○○○○様

私は、生協版適正農業規範の二者点検において知り得た貴組織のビジネスモデル・品質管理に関するノウハウ・マニュアル類他、すべての情報について守秘義務を遵守し、貴組織の許可なく、これらの情報を、録画、撮影、データの保管をしないこと、自組織含め一切の漏洩・開示・提供等をしないことを誓約します。

※ただし、法令抵触などの重大、かつ緊急を要する場合はこの限りとしません。

※この二者点検で作成した「点検表」、「改善要請書・改善計画書」は、貴組織内で共有すること、および貴組織が他の生協組織に共有すること、および弊会が組織内、貴組織の商品を取り扱う他の生協組織に共有することを、認めることとします。

記入日 年 月 日

所属団体名

氏名

※「生協版適正農業規範」部分は、適宜、「適正水産規範」、「適正流通規範」、「適正産直規範」と書き換える。

X. 改定記録

種別	制定・改定日	審議	改定記録／改定箇所
制定	2009 年 3 月 12 日	産直事業委員会	新規制定（「2009 年版」）
改定	2010 年 3 月 11 日	産直事業委員会	2010 年改定版/適正販売規範 & 「合同点検」・「代表点検」について手順を加筆・修正
改定	2012 年 3 月 28 日	産直事業委員会	各規範の改定に併せ、別紙 3～7（規範に必要な帳票）を修正
改定	2017 年 2 月 23 日	産直事業委員会	「畜産 GAP」の追加に伴い、文章全体を見直し加筆・修正。参考資料も加筆・修正
改定	2018 年 2 月 22 日	産直事業委員会	名称変更、参考資料「書類関係一覧」削除等
改定	2020 年 10 月 30 日	全国産直研究会	適正水産規範に関する記述の追加、QMS を確立している生産者（団体）の点検の修正、リモート点検の追加、代表点検の削除等
改定	2022 年 5 月 13 日	全国産直研究会	適正農業規範青果・米編 2022 改定に伴う加筆・修正
改定	2023 年 9 月 1 日	全国産直研究会	適正農業規範畜産編改定に伴う修正
改定	2025 年 5 月 13 日	全国産直研究会	「生協産直を支える生協産直品質保証システムのあり方」に基づく全面改定・名称変更